

広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第十四号

##### 広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例

広島県介護基盤緊急整備等基金条例（平成二十一年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「需要」を「需要等」に、「緊急整備等」を「緊急整備等及び地域の連携体制の構築支援等」に改める。

第二条第二項中「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」の下に「及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

##### （処分の特例）

2 基金の一部に相当する額を国に納付するときは、第五条の規定にかかわらず、当該基金の一部を処分することができるものとする。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。